

現行の介護保険被保険者証に記載されている情報

参考資料 7
(第8回検討会資料)

- ①被保険者の番号
 - ②住所、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、性別
 - ③交付年月日
 - ④保険者番号、保険者名称及び印
 - ⑤要介護状態区分等
 - ⑥認定年月日
 - ⑦認定の有効期間
 - ⑧居宅サービス等の区分支給限度基準額及び期間
 - ⑨(うち種類支給限度基準額)サービスの種類及び種類支給限度基準額
 - ⑩認定審査会の意見及びサービスの種類の指定
 - ⑪給付制限の内容及び期間
 - ⑫居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称、届出年月日
 - ⑬介護保険施設等の種類、名称、入所等年月日、退所等年月日
- ※労災保険の介護補償給付受給者についてはその旨及び常時介護・随時介護の別
- ※バウチャーを発行する市町村については、支給限度基準額の欄に「うちバウチャー切り分け欄」を設ける。

	案 1 : 市町村	案 2 : 医療保険者	案 3 : 年金保険者としての国
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○既に住基カードや公的個人認証サービス発行の仕組み・基盤を有している。 ○転入届、婚姻届、出生届等市町村への届出機会が多く、また、医療保険者、年金保険者と比べて窓口の数が多いため、利用者にとっては一般的に利便性が高い。 ○市町村窓口での対面による本人確認が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被用者保険の被保険者の場合、カードを事業主経由で交付することとすれば、別の窓口に出向く必要がなく、便利。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、医療保険者と比べて、統一的な運用が容易と考えられる。統一的なセキュリティ環境を構築できる可能性が高い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○被用者保険の被保険者にとっては、別途、市町村窓口に出向かねばならないため、必ずしも便利ではない。 ○統一的な取扱やセキュリティ環境を確保することができるかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手続漏れにより医療保険に二重加入している場合があるため、カードを二重交付するおそれがある。とりわけ、被用者保険では、被扶養者の厳格な本人確認ができないため、被扶養者にカードを二重交付するおそれがある。 ○公的個人認証サービスを活用する場合には、別途、市町村窓口に出向く必要がある。 ○統一的な取扱やセキュリティ環境を確保することができるかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、医療保険者に比べて窓口の数が少ないため、利便性が悪い。 ○年金保険の被保険者や受給者でない者については、郵送もしくは新たに事業主や市町村に交付の委託を行う必要がある。 ○公的個人認証サービスを活用する場合には、別途、市町村窓口に出向く必要がある。

検討資料1:カードの発行・交付方法の概念図(案) (出生時フローについて)

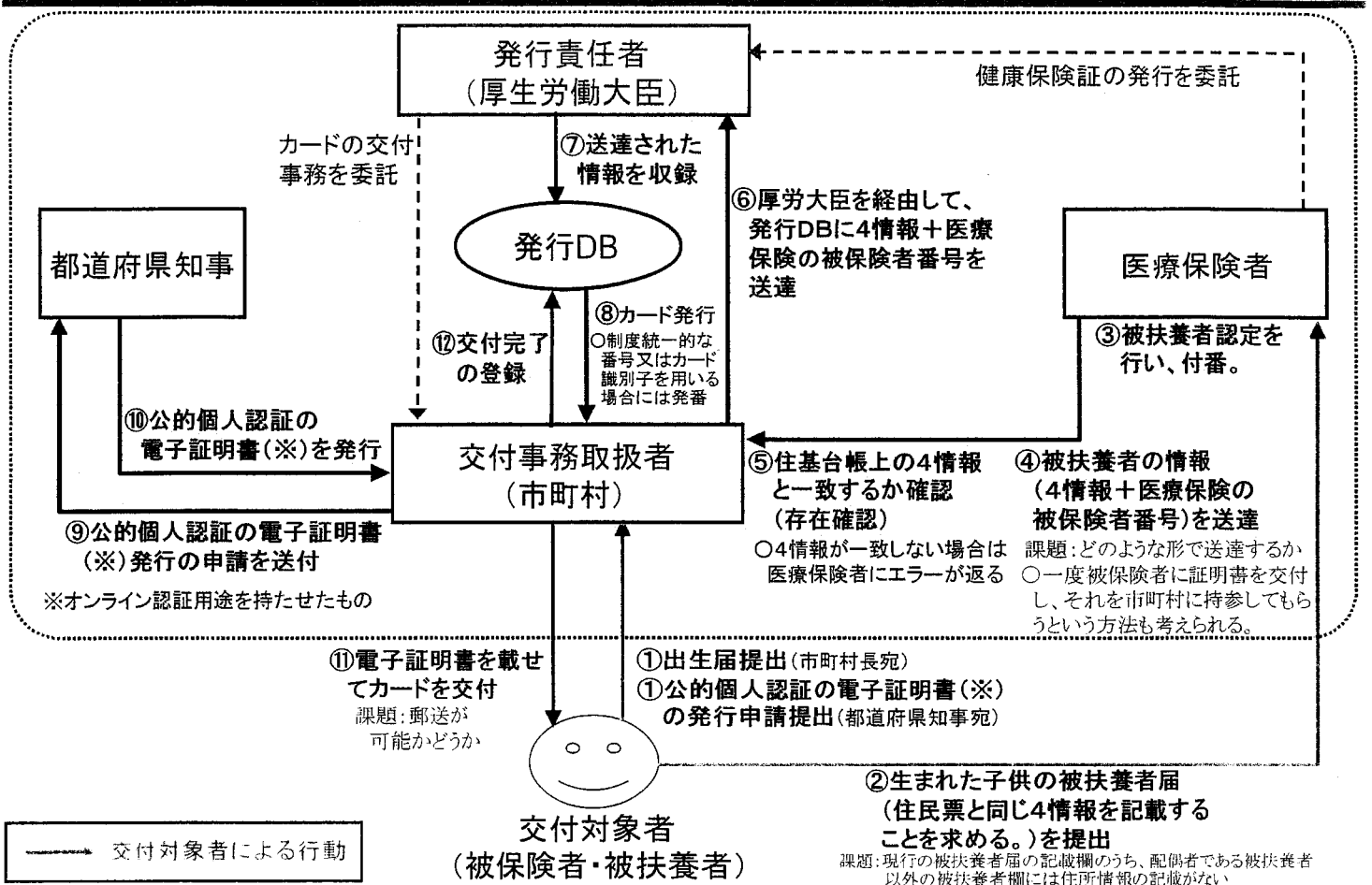
- 仮に市町村を交付事務取扱者とし、公的個人認証サービスにオンライン認証の用途を持たせることとして検討を行った。
- 出生後初めてカードを交付する場合（出生時フロー）として、「健康保険証として利用できるカードを発行する案（P. 1・2）」と「先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案（P. 3・4）」について検討を行った。
- それぞれにつき、利用者の利便性向上の観点等から、医療保険の被扶養者届を市町村で受け付ける案（P. 2・P. 4）について検討を行った。
- 両案の共通事項として、20歳到達時等の年金手帳としての機能の付加方法（P. 5・6）について検討を行った。
- 仮に、カード発行時に併せて、交付対象者からの申請に基づき、オンライン認証の用途を持たせた公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受ける場合として資料を作成したが、カード交付後に必要に応じ、電子証明書の発行を申請する場合や、そもそも電子証明書を用いない場合もある。

①:健康保険証として利用できるカードを発行する案 (出生時フロー)

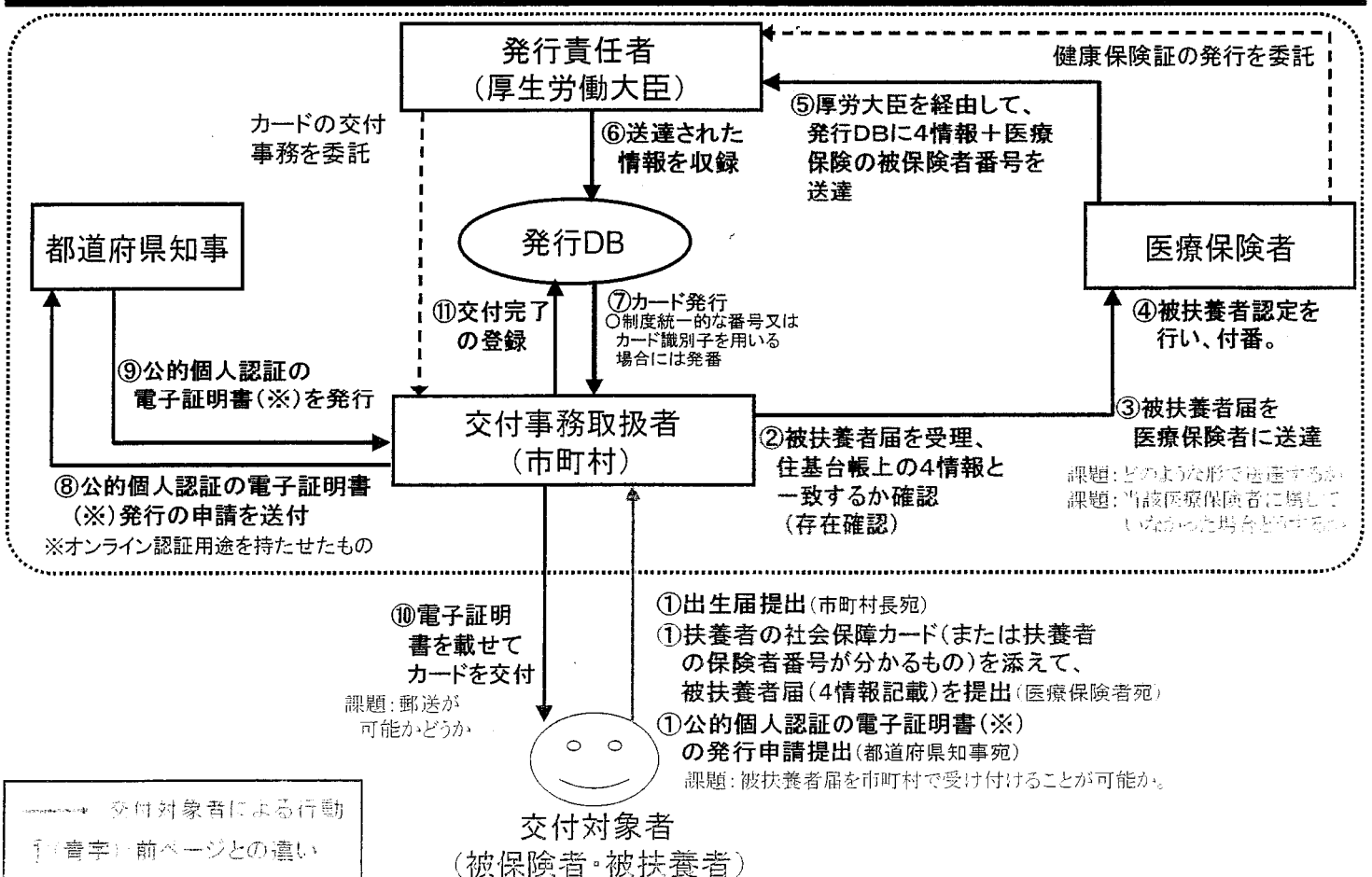
P1 生まれた子供の医療保険被扶養者届を医療保険者に提出する場合

P2 生まれた子供の医療保険被扶養者届を市町村に提出する場合

①：健康保険証として利用できるカードを発行する案 <都道府県知事に被扶養者届を提出する場合>



①：健康保険証として利用できるカードを発行する案 <市町村に被扶養者届等を提出する場合>



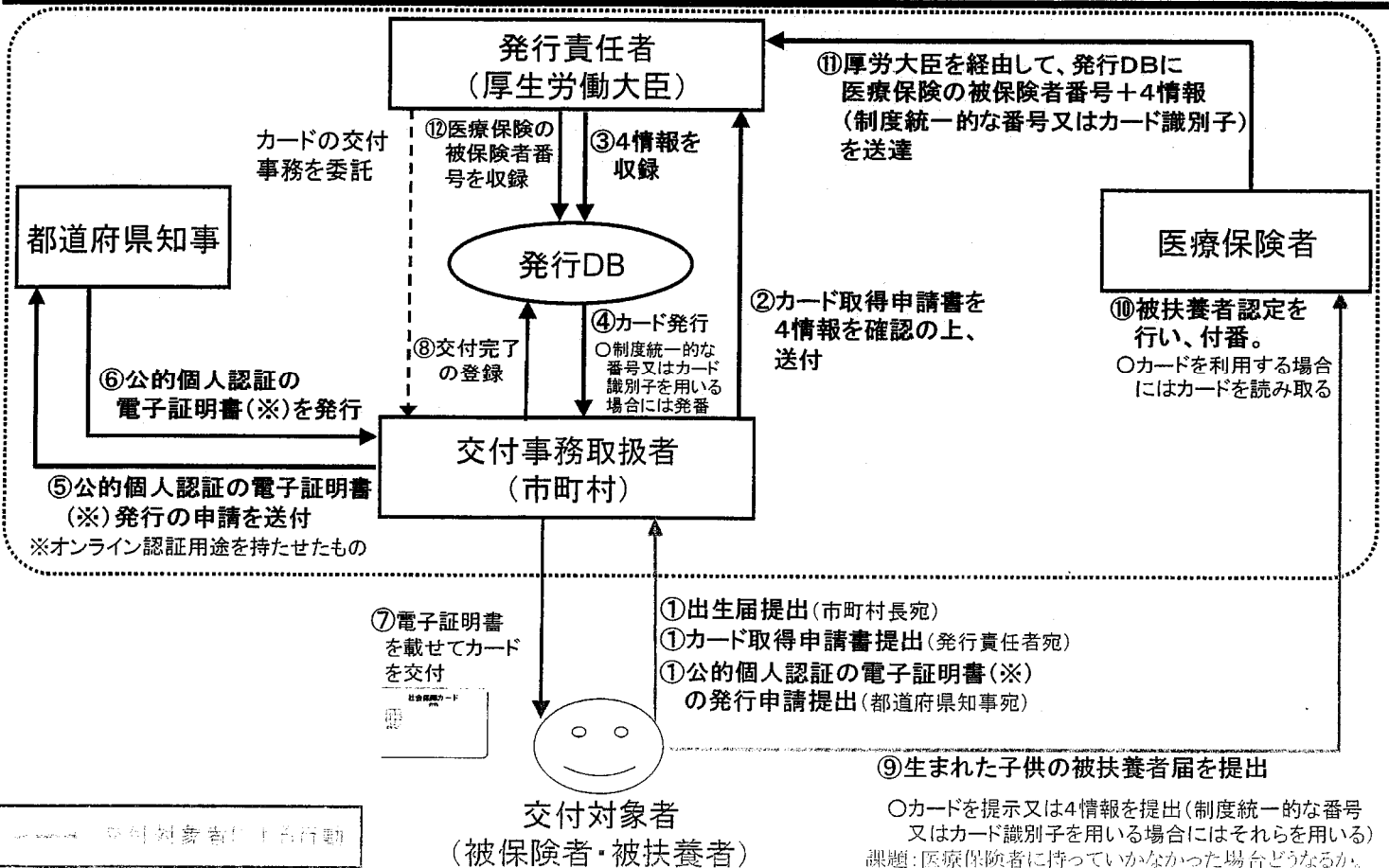
②: 先にカードを発行して、後から健康保険証として利用できるようにする案(出生時フロー)

P3 生まれた子供の医療保険被扶養者届を医療保険者に提出する場合

P4 生まれた子供の医療保険被扶養者届を市町村に提出する場合

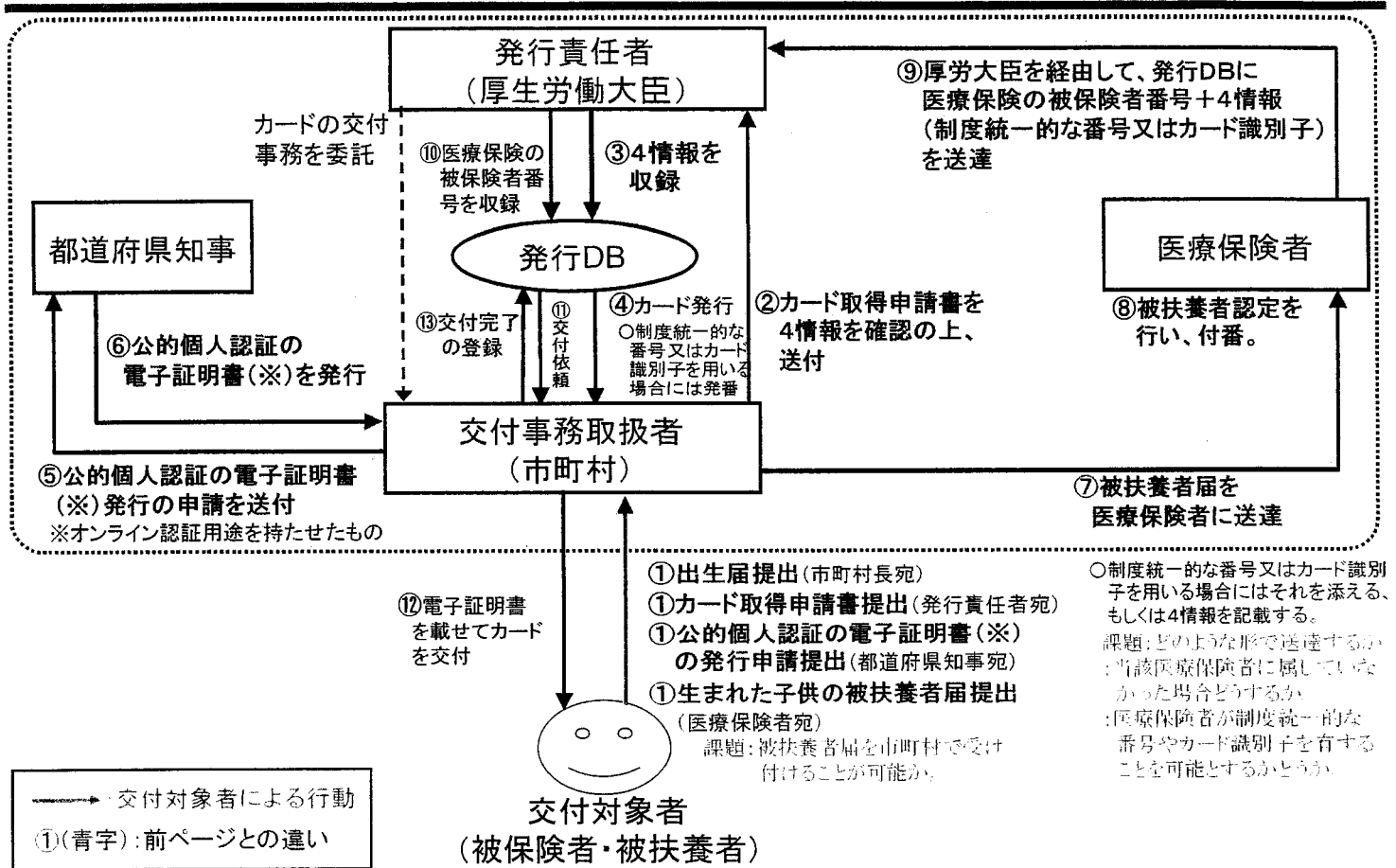
②先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案

<医療保険者に被扶養者届を提出する場合>



②先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案

<市町村に被扶養者届等を提出する場合>

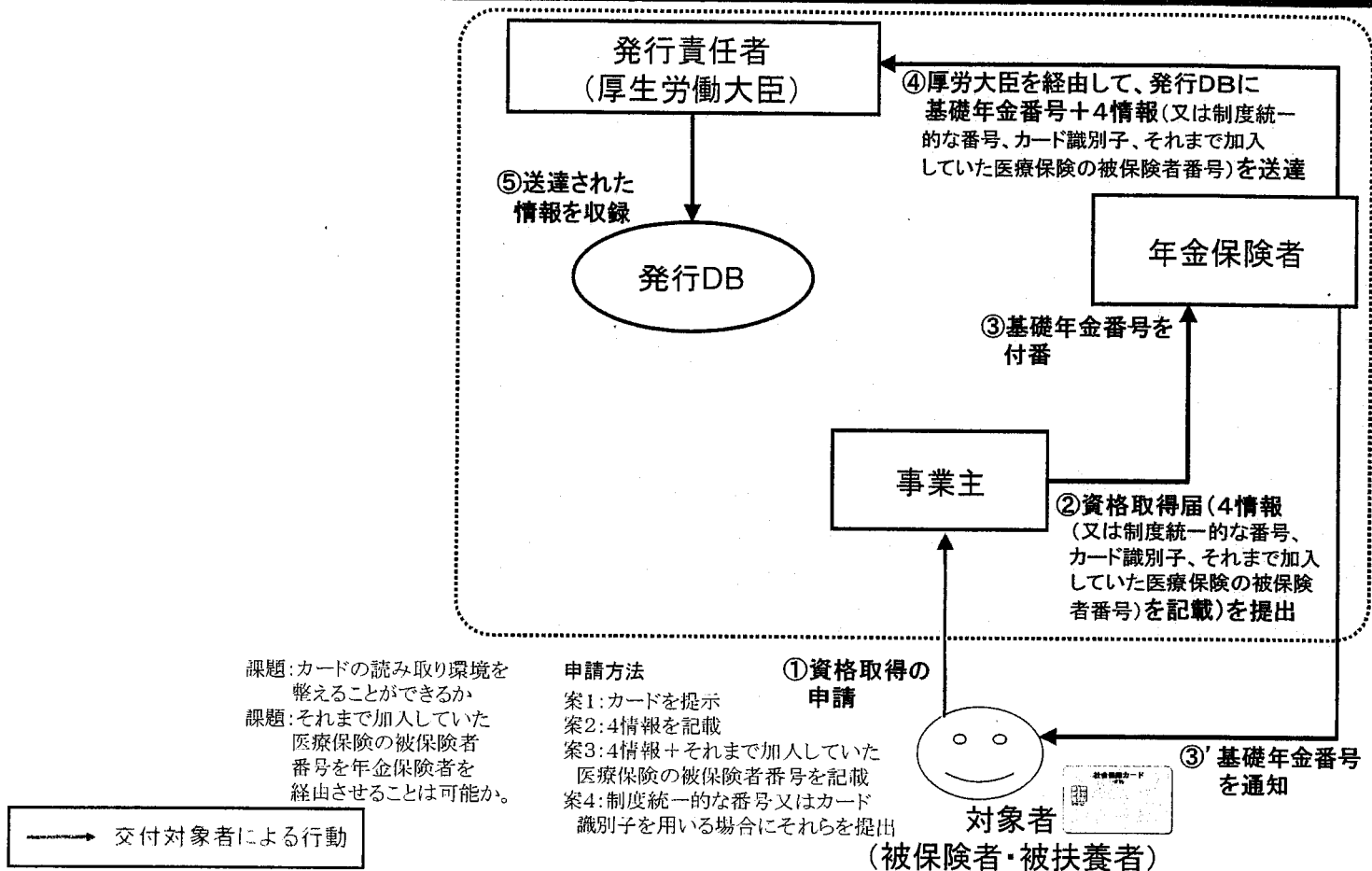


年金手帳としての機能の追加方法 (両案共通・出生時)

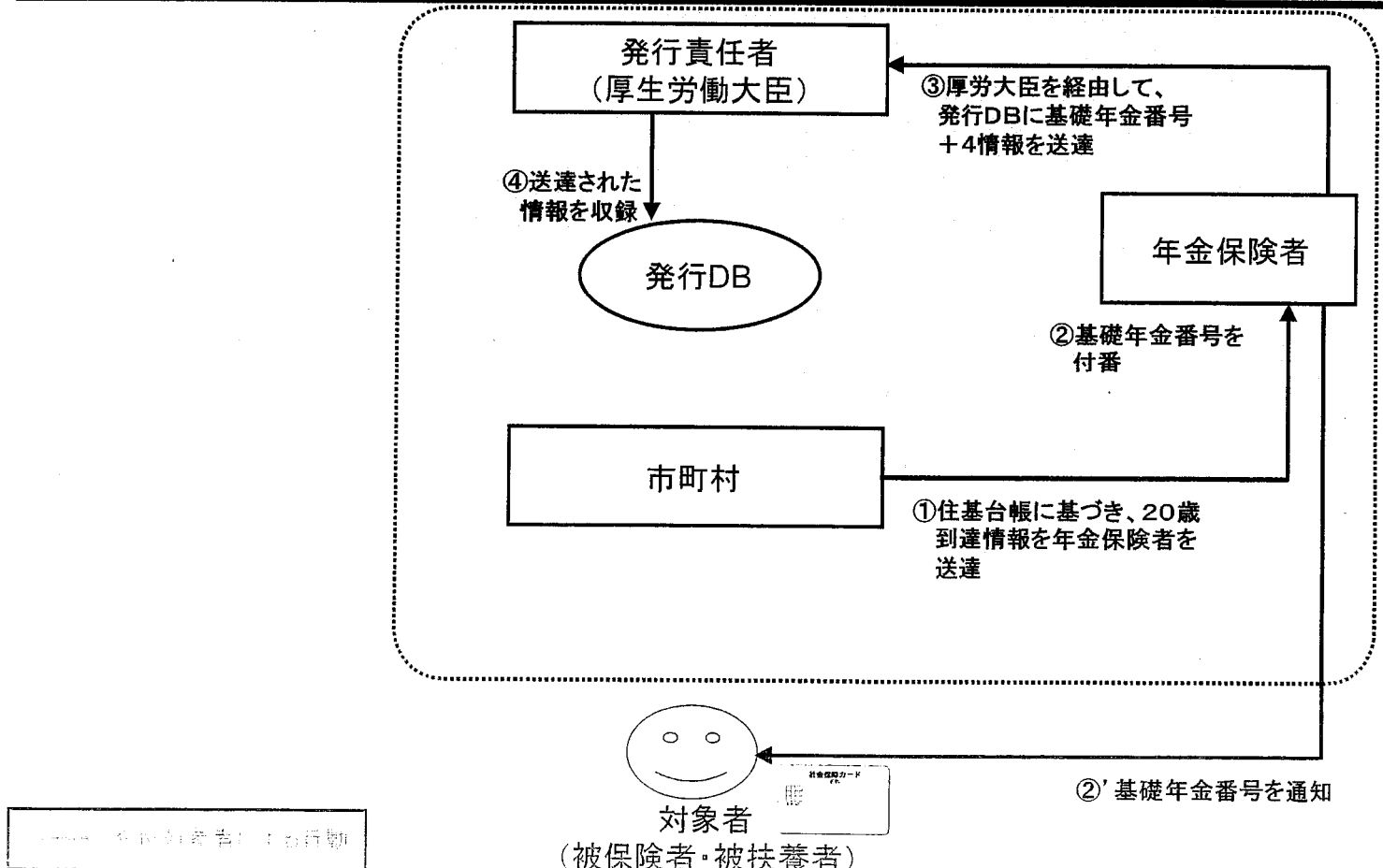
P5 20歳未満で就職して年金に加入する場合

P6 未就職で20歳に到達して年金に加入する場合

年金手帳としての機能の追加方法（20歳未満で就職した場合）



年金手帳としての機能の追加方法（未就職で20歳に到達した場合）

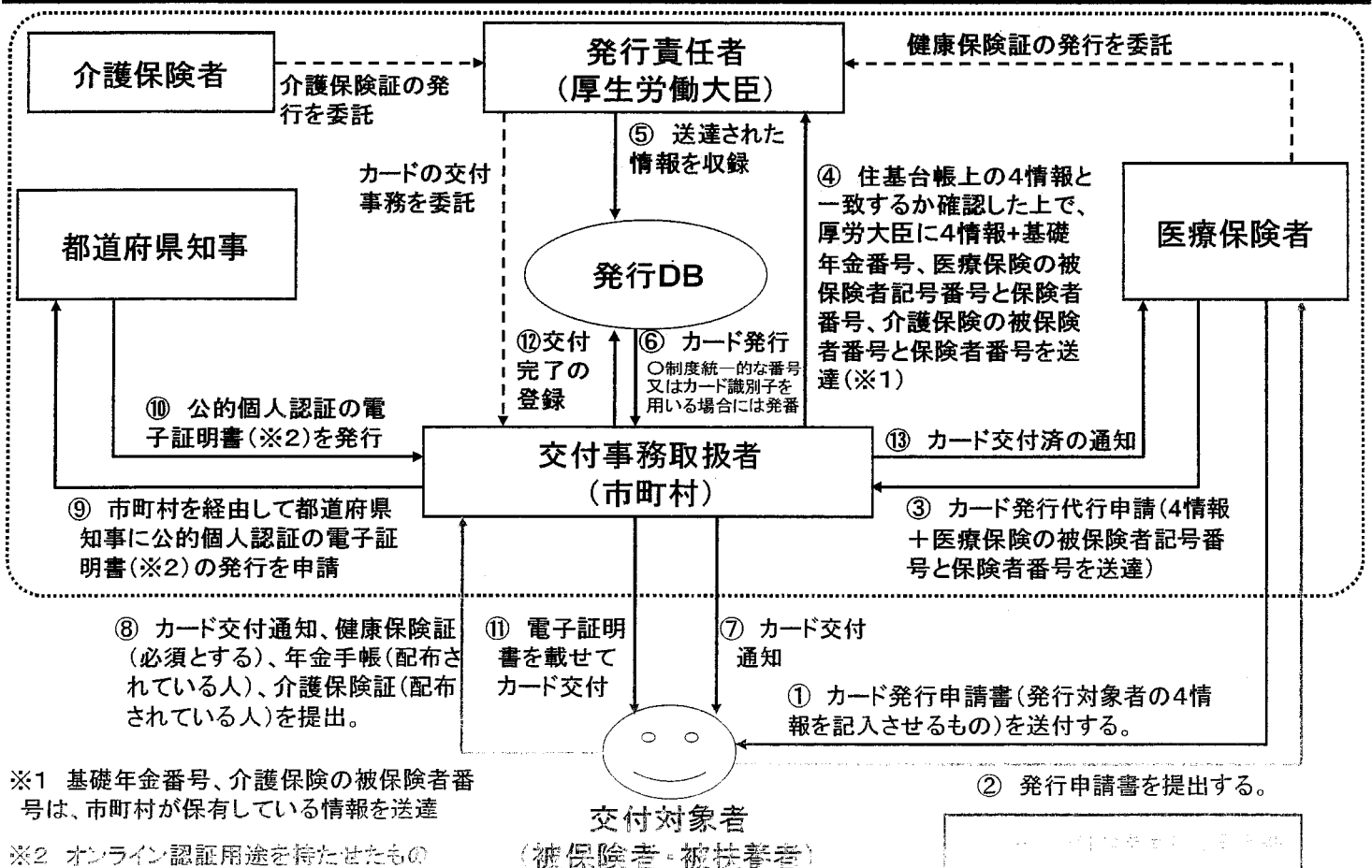


検討資料2:カードの発行・交付方法の概念図(案)

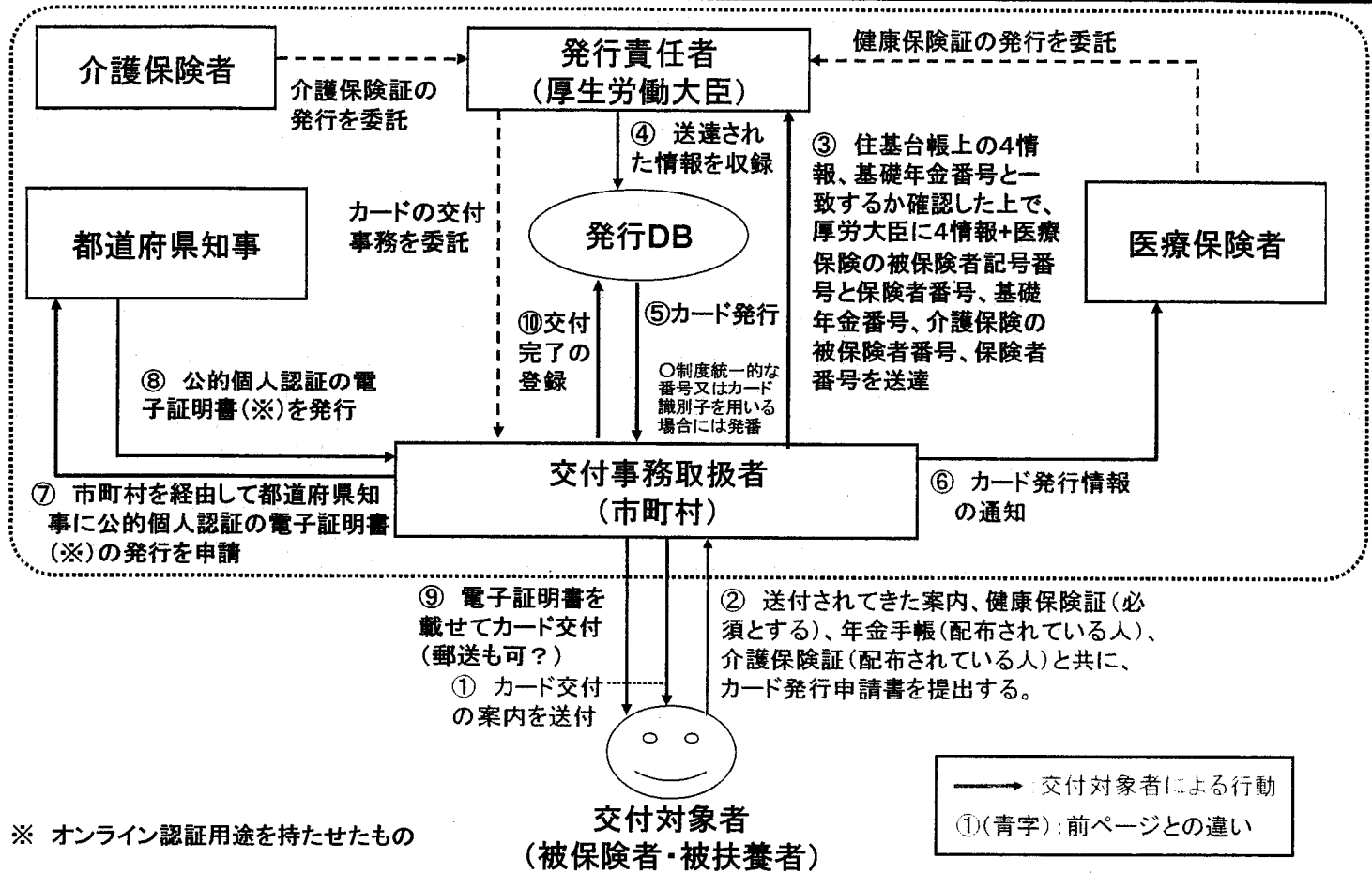
(切替フローについて)

- 仮に**市町村を交付事務取扱者とし、公的個人認証サービスにオンライン認証の用途を持たせることとして検討を行った。
- 社会保障カード(仮称)制度導入時においてすでに発行されている保険証等を切り替えていく(切替フロー)について
 - ①「**医療保険者で手続**して健康保険証とその時点で有している証を市町村で交付する案(切替フロー案1)」と
 - ②「**市町村で手続**して健康保険証とその時点で保有している証を市町村で交付する案(切替フロー案2)」について検討を行った。
- 仮に、カード発行時に併せて、交付対象者からの申請に基づき、オンライン認証の用途を持たせた公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受ける場合として資料を作成したが、カード交付後に必要に応じ、電子証明書の発行を申請する場合や、そもそも電子証明書を用いない場合もある。

①切替フロー案1 (医療保険者で手続して健康保険証とその時点で有している証を市町村が交付)



②切替フロー案2 (市町村で手続きして健康保険証とその時点で保有している証を市町村が交付)



※ オンライン認証用途を持たせたもの

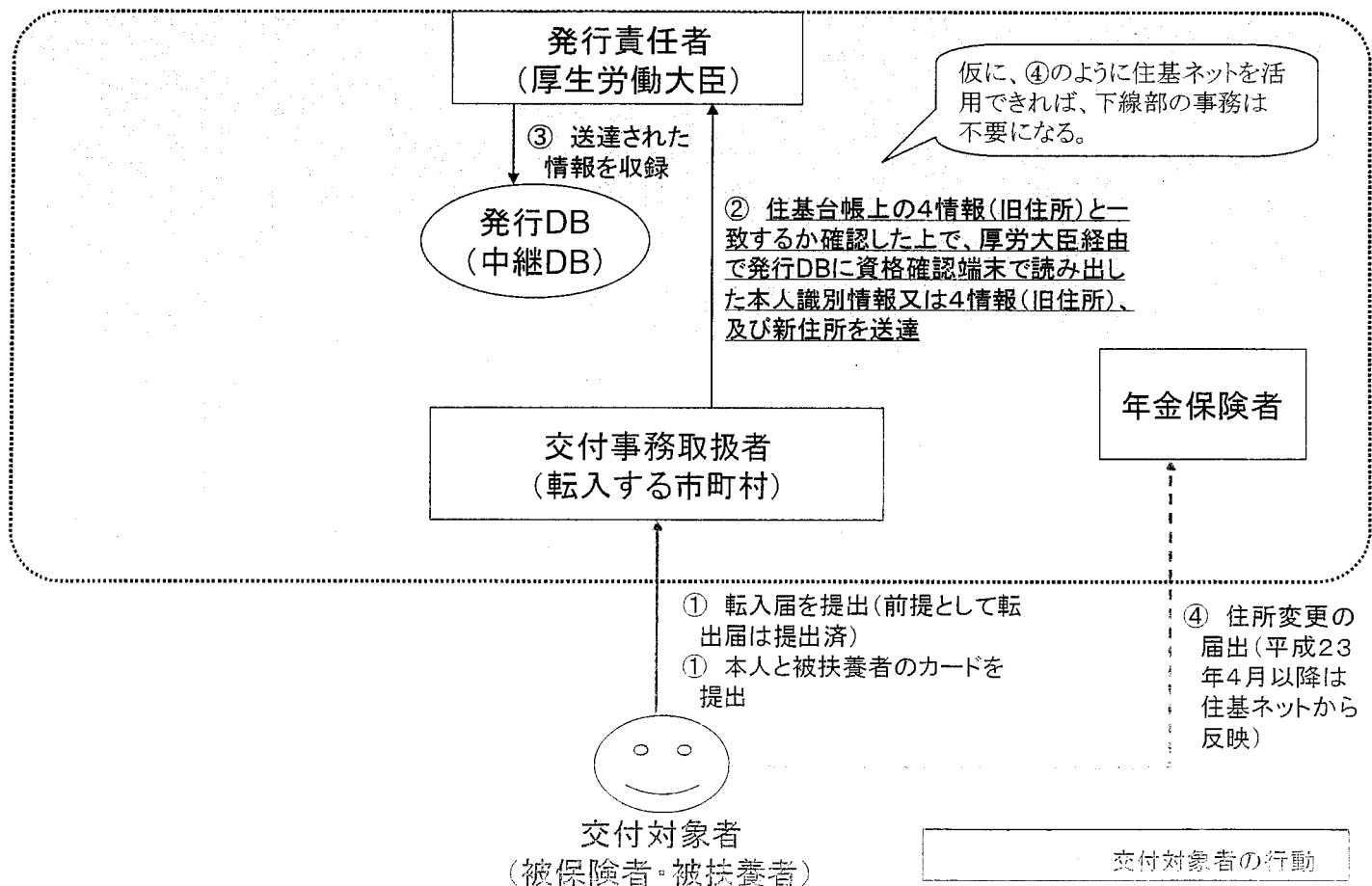
(1) 属性・保険者変更時の手続・カード使用方法

- ① 住所変更
- ② 氏名変更
- ③ 医療保険者変更
 - ③-1 旧保険者の発行する資格喪失通知を用いる案
 - ③-2 本人に本人識別情報を通知しておき、これを利用して手続を行う案
 - ③-3 券面にカードの発行年月日時分秒を記載し、これと氏名・生年月日を組み合わせ用い、手続を行う案
 - ③-4 基本4情報（住民票上の4情報）で手続を行う案
- ④ 介護保険者変更

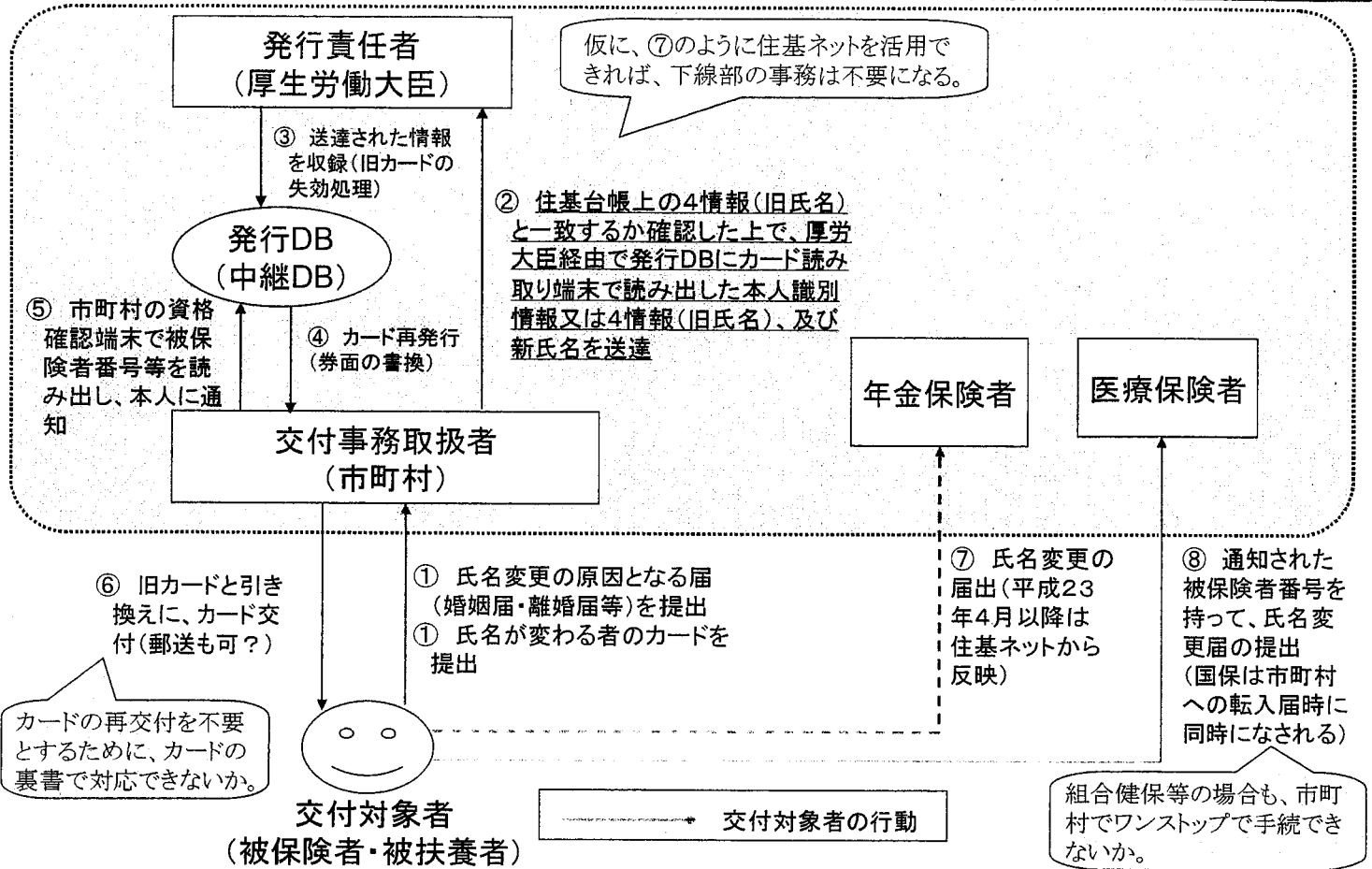
(2) カード紛失時、破損時の対応方法

(3) カードの更新方法

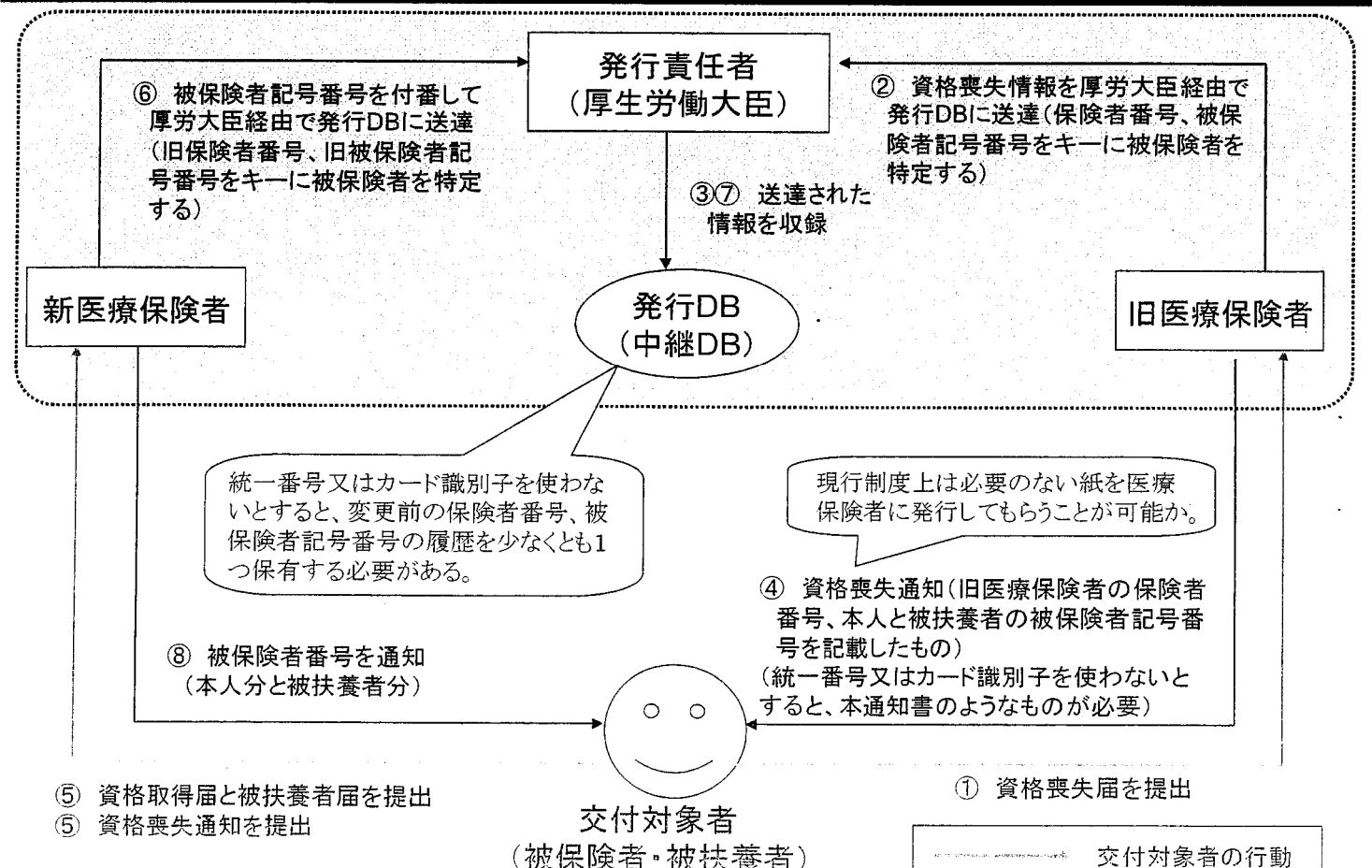
(1) ① 住所変更



(1) ② 氏名変更

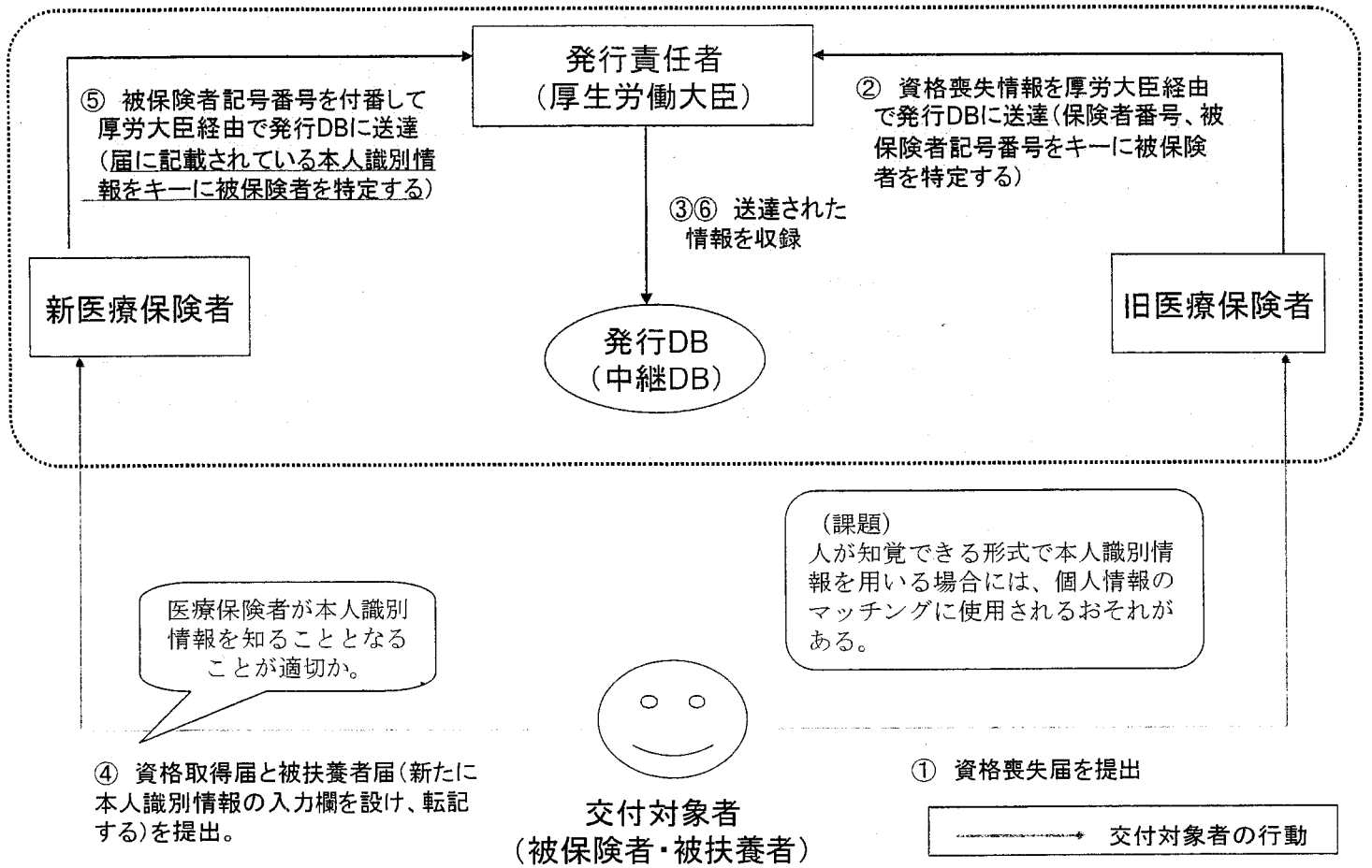


(1) ③-1 医療保険者変更 旧保険者の発行する資格喪失通知を用いる案



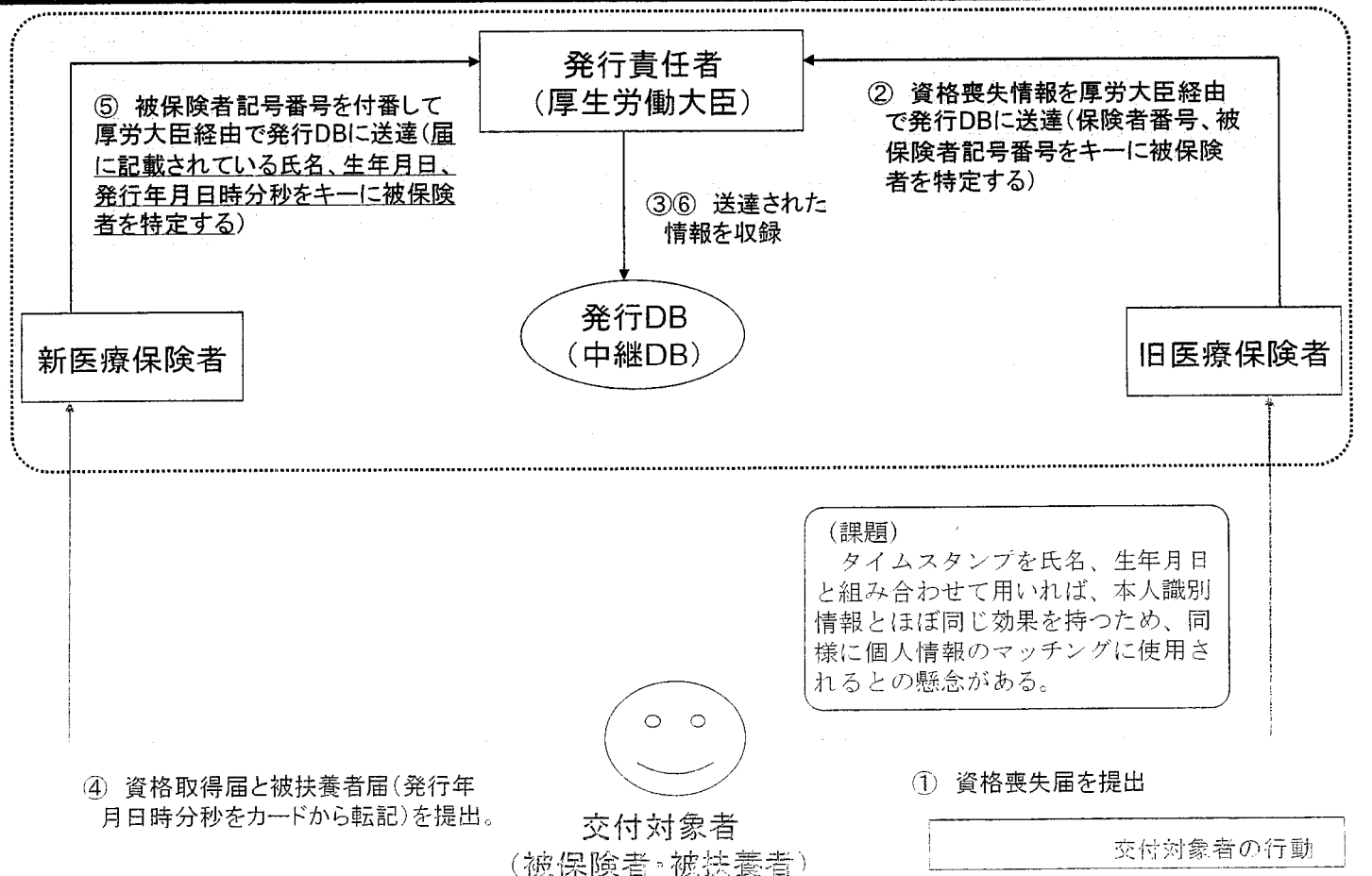
(1) ③-2 医療保険者変更

本人に本人識別情報を通知しておき、これを利用して手続を行う案



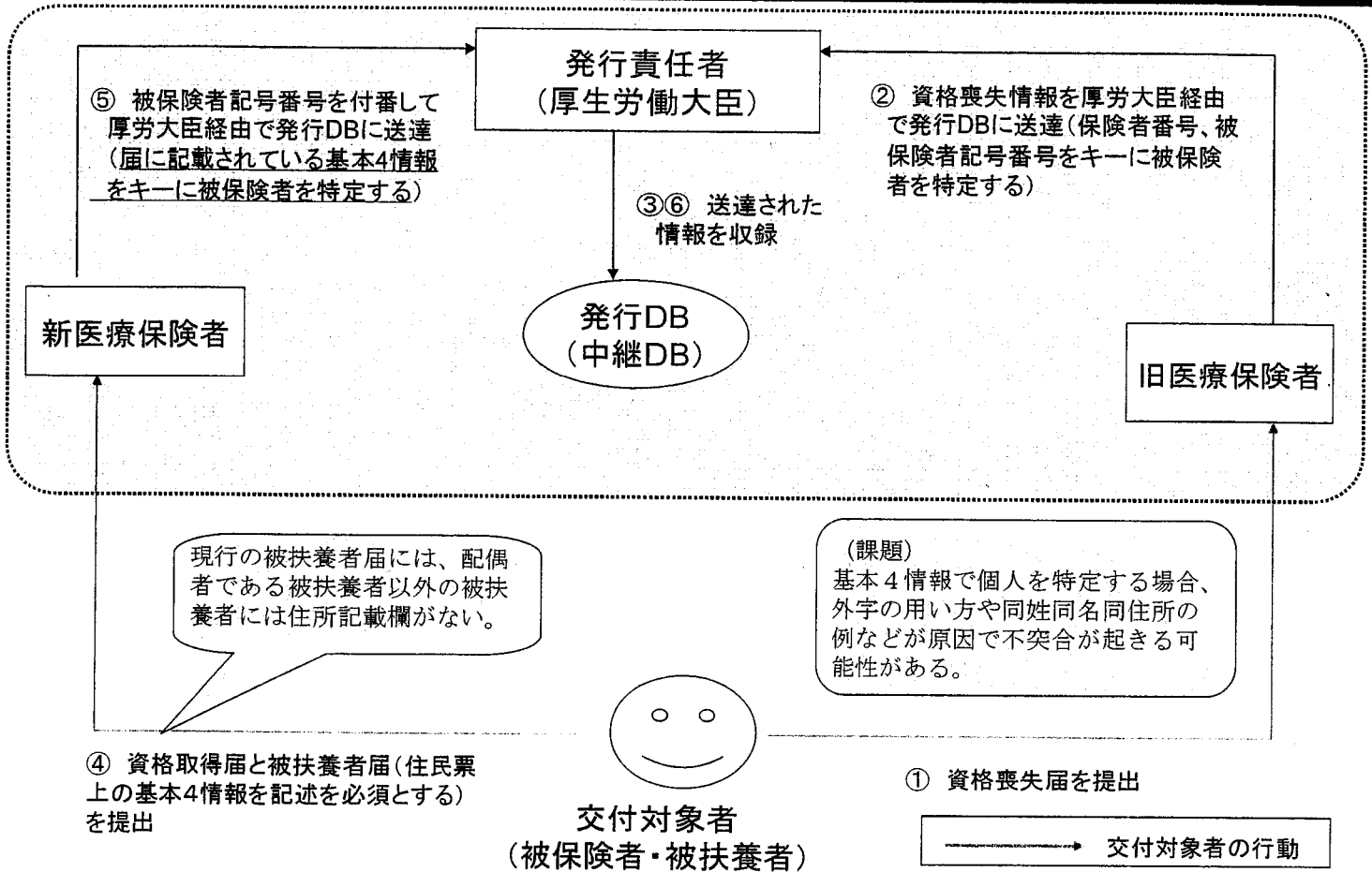
(1) ③-3 医療保険者変更

券面に発行年月日時分秒を記載し、氏名、生年月日と組み合わせる用い、手続を行う案

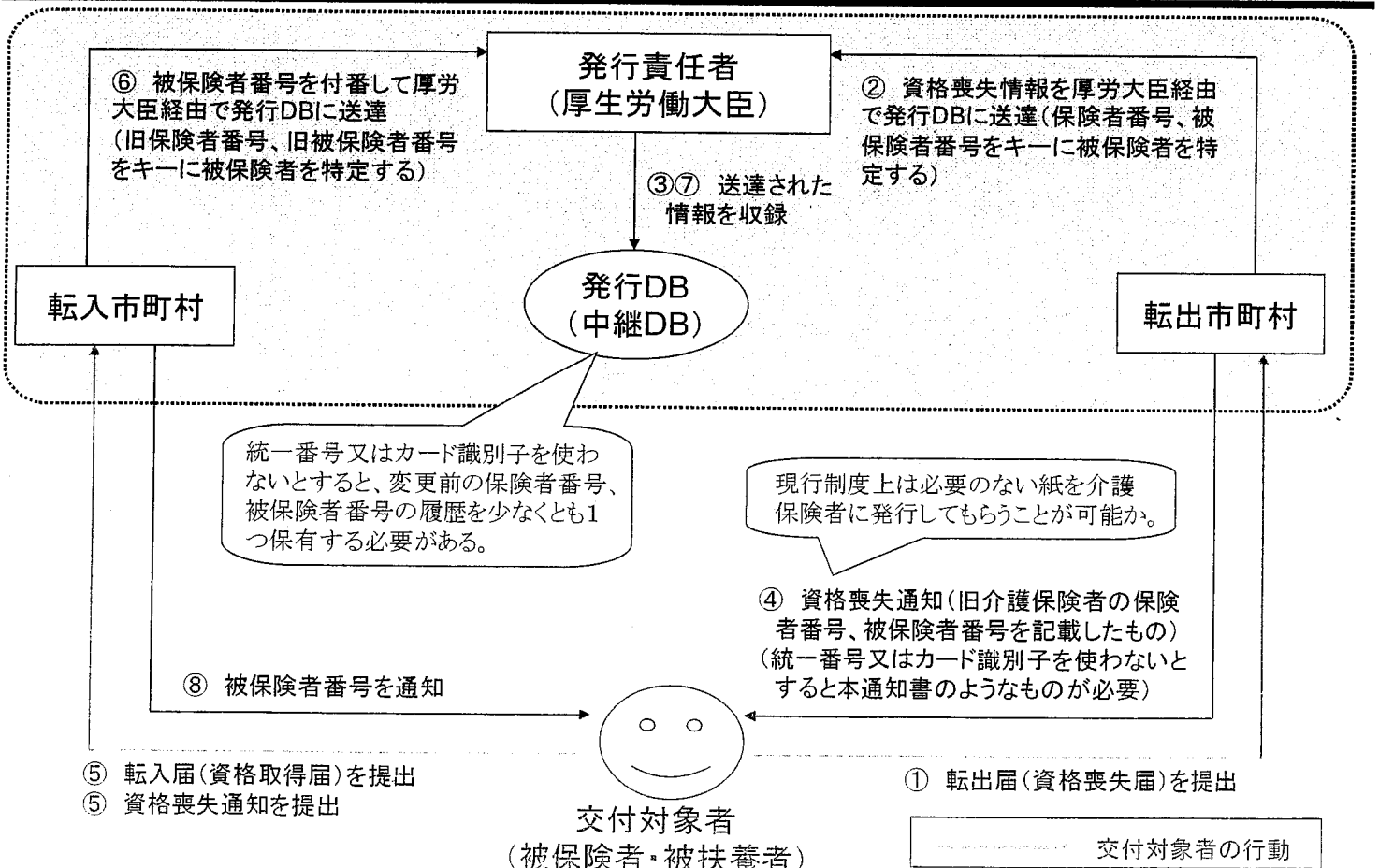


(1) ③-4 医療保険者変更

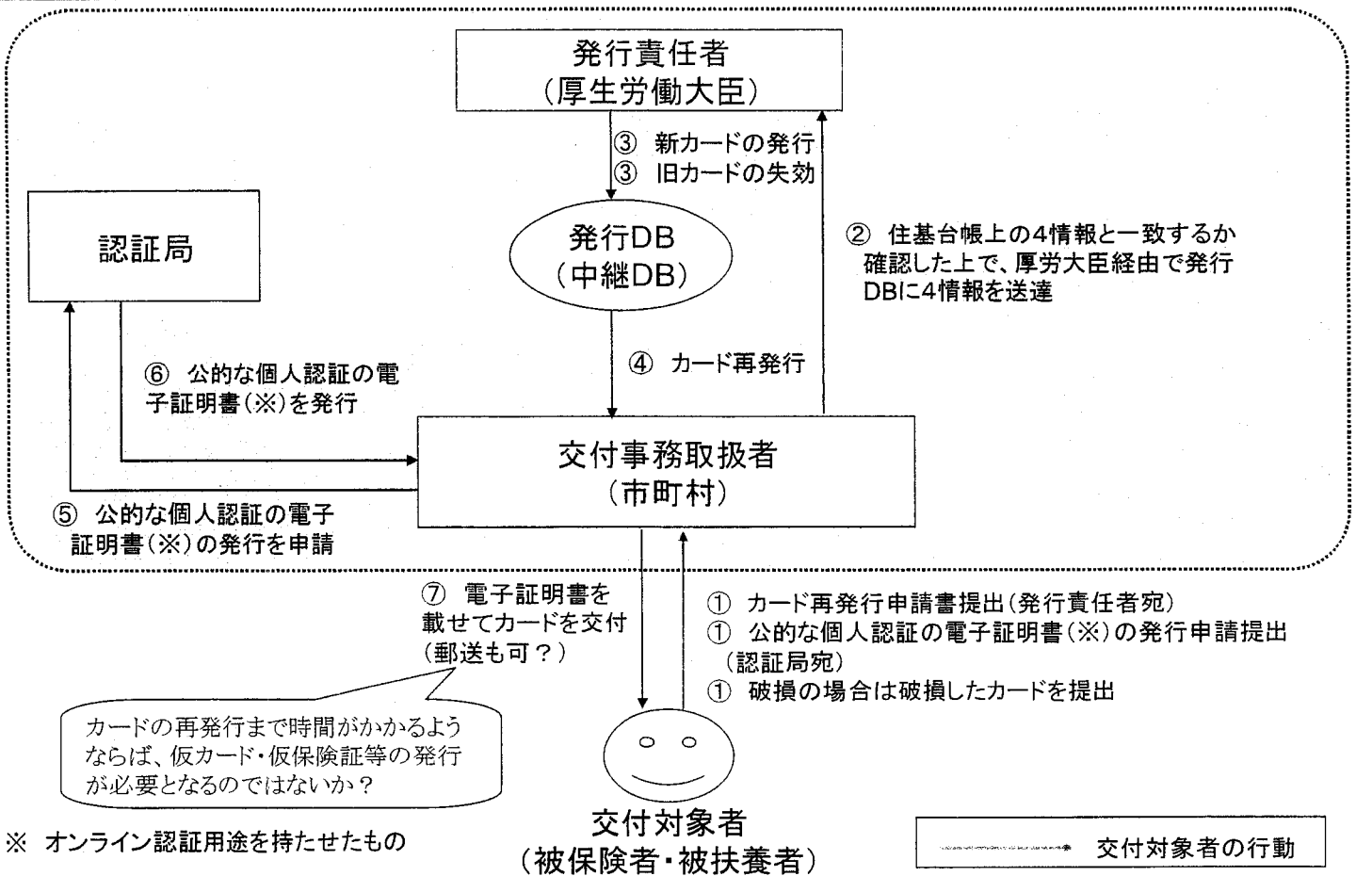
基本4情報（住民票上の4情報）で手続を行う案



(1) ④ 介護保険者変更



(2) カード紛失時・破損時の対応方法



(3) カードの更新

